市民活動支援審査会審査要領

１．審査概要

船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱（平成２２年１月８日協第７７号。以下「実施要綱」という。）第１０条の規定による船橋市市民活動支援審査会（以下「支援審査会」という。）は、審査基準に基づき審査を行い、審査結果を市長に提言する。

２．審査基準

支援審査会は、別表の審査基準に基づき審査する。

３．審査方法

（１）　実施要綱第８条に規定する参加申込書等の形式審査は市が行う。

（２）　支援審査会は、以下に定める審査手順に従い審査を行う。ただし、委員が申込のあった事業並びに団体及び申込者等に関係する場合は、当該事業の審査は行わない。

審査手順

①参加申込書等を審査基準に照らし、審査する。

②支援金申請額の内容について、審査する。

③上記①、②を踏まえ、Ⅱ型支援金については団体との質疑応答（ヒアリング）を行い、別表の審査項目ごとに採点を行う。その合計を採点合計点数とし、３０点満点とする。

４．支援審査会

支援審査会は、ヒアリングのみ公開とする。

５．審査結果

審査の結果は、点数による順位及び支援の適否並びに意見を付すこととする。

６．支援の適否及び優先順位の決定

支援審査会は、次の方法により事業に対する支援の適否及び優先順位を決定する。算出した点数に小数点第一位以下の端数があるときは、小数点第二位を四捨五入する。

（１）　別表の審査項目ごとに各審査委員の採点の合計点数を審査員人数分で除した項目別平均点数を算出する。そのうち、１つでも２点未満の項目がある場合は、その時点において支援に適さない事業とする。

（２）（１）で算出した項目別平均点数を合計し、Ⅰ型支援金においては１５点以上、Ⅱ型支援金においては１８点以上を支援に適する事業とする。

（３）　支援に適するとした事業のうち、優先順位の決定は、委員の合計点数の高い順によるものとする。

（４）　算出した点数に小数点第一位以下の端数があるときは、小数点第二位を四捨五入する。

７．その他

この要領に規定するものほか、必要な事項は支援審査会と市民協働課でその都度協議する。

附　則

この要領は、平成２２年３月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年９月１５日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年９月３０日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年１１月１日から施行する。

別表

審　査　基　準

項目	審査の内容	配点
適格性	・団体及び事業内容が要件を満たしていること	5
公益性	・利用や参加の機会が広く市民に開かれていること ・期待される効果が特定の者の利益ではなく、広く市民に行き渡ること	5
効果性	・地域における課題解決が期待できること	5
実現性	・計画の内容、方法、スケジュールが具体的であること ・収支予算が適切に計上されていること ・事業の実施体制が整っていること	5
必要性	・社会的必要性が認められ、市が支援すべきものであること	5
独創性/ 持続性	・創意工夫がみられること ・継続性と発展性が期待できること	5
合　計		３０

評価点	評価の基準（適格性）
５点	妥当である
２点	やや問題がある
０点	問題がある

評価点	評価の基準（適格性を除く）
５点	たいへん優れている
４点	優れている
３点	概ね妥当である
２点	やや問題がある
１点	あまり評価できない
０点	全く評価できない